

**【早期貸付用】 令和7年度社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
介護福祉士修学資金等修学生募集要項**

静岡県社会福祉協議会では、静岡県内における介護福祉士の養成・確保を図るため、介護福祉士修学資金の貸付を行います。修学資金の貸付は無利子です。また、卒業後一定期間、県内施設・事業所で要綱に定める介護等の業務に従事した場合、修学資金の返還が免除となります。

【修学資金の概要】

対象者	卒業後、県内において「社会福祉法人静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱」に定める「介護等の業務」に従事する意思があり、次の①②③に全て該当する人 ① 早期貸付を希望する人 ② 生活保護世帯に属する人または県市町民税が非課税世帯に属する人 ③ 静岡県内に所在する養成施設に在学する人または静岡県内に居住（住民登録）している人で、県外に所在する養成施設に在学する人 ※高等教育修学支援新制度を併用する場合は、支援区分承認後に貸付決定を行うため早期貸付には該当しません。
申請条件	次の条件に全て該当する人 ① 在学する養成施設の長が推薦する人 ② 卒業（介護福祉士資格取得）後県内の介護施設等へ就業しようとする人
貸付額	月額5万円 入学準備金（初回）20万円（入学年次のみ） 就職準備金（最終回）20万円（卒業年次のみ） ※国家試験受験対策費用（最終回）4万円（該当者のみ）
利子	無利子（ただし、修学資金返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸付期間	原則として正規の修学期間（貸付の申請及び決定は毎年度行います。）
支払	初回分は令和7年4月分から9月分をまとめて4月末日までに交付します。 2回目は10月分から3月分を10月末日までに交付します。
返還免除	養成施設を卒業後、1年以内に静岡県内で介護等の業務※に従事し、引き続いて一定期間従事した場合、返還を免除します。（※対象業務は裏面参照） ・ 従事期間5年以上・・・全額免除 （中高年離職者と過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号に規定する過疎地域）で引き続き業務に従事した人は3年以上） ・ 従事期間2年以上5年未満・・・期間に応じ、一部を免除
返還	卒業後、静岡県内で介護福祉士として就職しなかった場合や従事期間が5年未満の場合などは、修学資金を返還することとなります。 ① 返還期間は貸付を受けた期間に相当する期間。ただし、返還債務の猶予期間があればその期間を加えることができます。 ② 返還方法は、月賦又は半年賦の均等払（繰上償還可）
提出書類	① 修学資金貸付申請書 ※外国人留学生の法人連帯保証による申請の場合は、別紙「介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証の取扱い」を参照のこと。 ② 住民票（令和7.3.1以降に発行のもの、世帯全員記載有、本籍地、マイナンバー記載無し、コピー不可）※外国人の場合は国籍、在留資格等の記載があるもの ③ 令和6年度の課税（所得）証明書（生計中心者）又は保護証明書 ④ 留学生で法人が連帯保証する場合の書類 ※別添「法人連帯保証の取扱い」参照 ⑤ 入学許可証 ⑥ 介護福祉士養成施設の長の推薦書
提出先	〒420-8670 静岡市葵区駿府町1番70号 社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課 電話：054-254-5244
締切	提出書類①～④ 令和7年3月31日（月）必着 提出書類⑤～⑥ 令和7年4月8日（火）必着 （貸付決定：4月14日頃、借用証書等提出：4月22日まで、資金交付：4月末日）

（裏 面）

返還免除対象となる業務（「介護等の業務」）一覧

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業	対象となる業務
児童福祉法	障害児通所支援事業を行う施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター	入所児者の保護に直接従事する職員の業務
生活保護法	救護施設及び更生施設	介護職員の業務
老人福祉法	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム及び有料老人ホーム（主たる業務が介護等の業務）	介護職員の業務
介護保険法	指定訪問介護、指定介護予防訪問介護及び指定夜間対応型訪問介護、指定定期巡回・随時対応型訪問介護	訪問介護員等の業務
	指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護	介護職員の業務
	指定小規模多機能型居宅介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護 指定通所生活介護、指定介護予防通所介護、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定通所リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定短期入所療養介護、指定介護予防短期入所療養介護	介護従事者の業務
	介護老人保健施設	介護職員の業務
	指定介護療養型医療施設、運営ができることとされた指定介護療養型医療施設	介護職員の業務
障害者総合支援法	障害者支援施設	介護職員の業務
	障害福祉サービス事業のうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助（重度障害者等包括支援において提供されるものを含む。）、並びに療養介護を行う事業所	介護職員の業務
その他、「介護等の業務」に準ずるものとして静岡県社会福祉協議会会長が認めるもの		

返還免除対象となる業務は、「静岡県社会福祉協議会介護福祉士修学資金等貸付要綱」による。

（注）中高年離職者（入学時に 45 歳以上であって離職後 2 年以内の者）が、3 年間での返還免除を受けるためには、その証明が必要となります。